

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票（コピーは不可）等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室（06-6438-1869）までお問い合わせください。

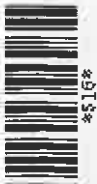
期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 20 日
神戸地方裁判所尼崎支部競売係
裁判所書記官 岸 本 勝 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 5 日から 令和 7 年 6 月 12 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 神戸地方裁判所尼崎支部開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 神戸地方裁判所尼崎支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 20 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



[illegible]

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 丹波市市島町与戸字長者ケ谷 |
| | 地 番 | 1 1 3 番 6 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 1. 6 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 丹波市市島町与戸字長者ケ谷 1 1 3 番地 6 3 |
| | 家屋 番号 | 1 1 3 番 6 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 2. 1 7 平方メートル
2 階 5 2. 1 7 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 3月14日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 谷 口 一 郎

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Aが占有している。同人の賃借権は、正常なものとは認められない。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 丹波市市島町与戸字長者ケ谷 |
| | 地 番 | 1 1 3 番 6 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 1. 6 9平方メートル |
| 2 | 所 在 | 丹波市市島町与戸字長者ケ谷 1 1 3 番地 6 3 |
| | 家屋 番号 | 1 1 3 番 6 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 2. 1 7 平方メートル
2 階 5 2. 1 7 平方メートル |



令和6年(ケ)第10015号
令和7年1月23日受理
令和 **7** 年 **3** 月**12** 日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所尼崎支部

執 行 官 山 本 学

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 丹波市市島町与戸字長者ケ谷
地 番 1 1 3 番 6 3
地 目 宅地
地 積 1 5 1 . 6 9 平方メートル
- 2 所 在 丹波市市島町与戸字長者ケ谷 1 1 3 番地 6 3
家屋 番号 1 1 3 番 6 3
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 5 2 . 1 7 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	丹波市市島町与戸113番地63		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者（所有者の元妻A） 上記の者が本建物を居宅として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件2関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■所有者の元妻A	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(占有者))の電話聴取/■提示文書(回答書(所有者及びA))の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成26年8月23日(A回答)、平成26年7月20日(所有者回答)	
最初の契約等	契約日	平成26年7月20日(所有者回答)	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者A ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月金70,000円(毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☒ 相殺 (分 毎月45,000円) (家賃と養育費との相殺) (A回答)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある(☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☐ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 物件1土地（以下「本件土地」という）の現況について
本件土地を公図を参考に適宜概観及び概測したところ、形状は概ね公図（14条地図）のとおりであると推測される。本件土地は、概ね平坦地であり、物件2建物（以下「本件建物」という）の敷地をなしている。
- 2 本件建物の現況について
Aの父B立会いの上、本件建物の立入調査を実施したところ、形状等は、概ね建物図面各階平面図のとおりであると思われるほか、添付写真のとおり。オール電化仕様となっている。目視の限り、特段の損傷、不具合箇所は見当たらず、経年相応の劣化の範囲と思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 占有者 A (所有者の元妻)	(回答書の内容を含む) 1 本件土地・建物は、平成26年8月23日から、私が家族と住んでいます。元夫である所有者とは、この建物が新築された当時から別れて暮らしています。元夫とは、離婚の際に家のローンが毎月7万円掛かるので、それと同額の家賃を支払うこととし、そのうち4万5000円は養育費代と相殺して、残り2万5000円を元夫の口座に振り込んでいました。しかし令和6年2月を最後にその振込支払ができなくなりました。賃貸借契約書を交わしたことはありません。 2 本件建物には損傷箇所や水回り、その他不具合な箇所はありません。 3 リフォームしたことはありません。 4 建物内でペットを飼ったことはありません。 5 居室や敷地内で、過去に事件や事故はありません。 6 この建物はオール電化住宅です。太陽光パネルは設置していません。 7 敷地について、隣地との境界等で争いはありません。
■ 所有者 (同上)	(回答書による) 1 本件土地・建物には元妻のAが、平成26年7月20日から居住しています。自分が貸主でAが賃借人です。 2 賃料の差押えはありません。 3 本件建物には損傷箇所や水回り、その他不具合な箇所はありません。 4 リフォームはしていません。 5 建物内でペットを飼っているかは、わかりません。 6 居室や敷地内で過去に事件や事故はありません。 7 オール電化ではありません。太陽光パネルは設置していません。 8 敷地について、隣地との境界等で争いはありません。
■ B (Aの父)	娘からの回答書があるので渡します。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

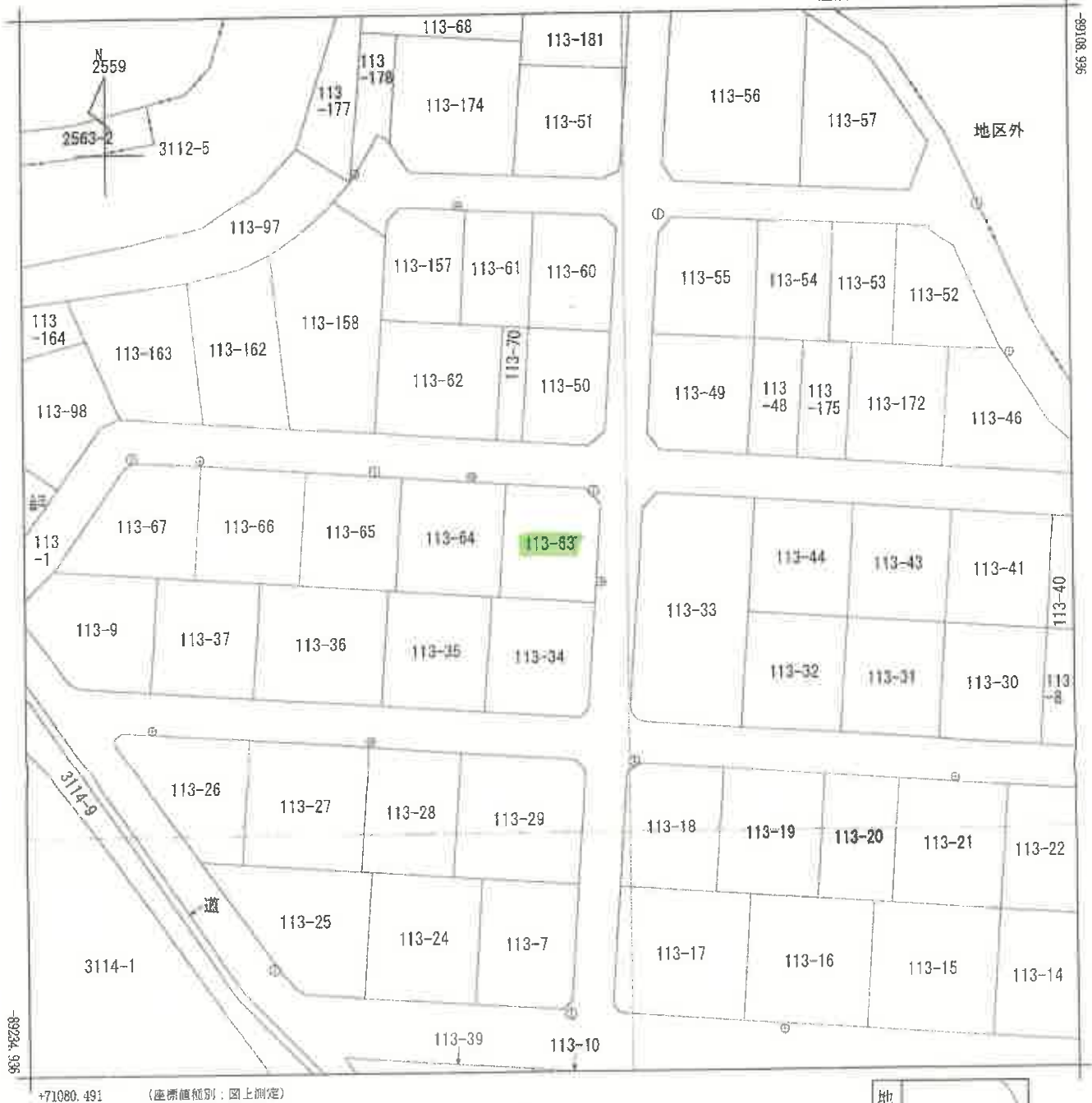
本件建物について、所有者と所有者の元妻Aとの間で、賃貸借契約が結ばれている旨の主張があるが、契約書は存在せず、契約期間や敷金等の支払いの取決めの事実も見当たらない。また、債権回収目的の意味合いがあると思われる養育費との相殺後の実質的な賃料の支払額が月額2万5000円と低額である点、その月額2万5000円の支払いを所有者である元夫の口座へ振り込んでいた事実は認められるものの、通帳の写し及びAの回答によれば、令和6年2月以降の支払がなされていない事が認められ、それにもかかわらず、Aが依然として本件建物での居住を継続している事に関して、催促や支払計画などの具体的な内容が両者の回答ではいずれも触れられておらず、支払に関する何らかの対応が見えない点などに照らせば、通常の賃貸借とは言いがたい。仮に占有者Aの賃借権が認められるとしても、元夫婦という特定の身分関係に基づくものであり、買受人が引き受けるべき正当な賃貸借とは認められない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年2月14日 (金)	執行官室	所有者宛て照会書等送付 (切手110円×2使用)
7年2月17日 (月) 10:53-11:01	神戸地方法務局柏原支局	公図、登記事項証明書交付申請
7年2月17日 (月) 11:49-11:59	物件所在地	物件確認、物件調査、写真撮影、居住者宛照会書等投函
7年2月18日 (火) 9:20-9:30	執行官室	Aから電話聴取
7年2月21日 (金) 13:18-13:56	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、評価人帯同、Bと面談
7年2月27日 (木) 17:25-17:30	執行官室	Aから電話聴取
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ■ 令和7年2月21日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(7 枚目)



地番区域見出

市島町与戸

請 求 部 分	所 在 丹波市市島町与戸字長者ケ谷					地 番 113番63			
出 縮 力 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系 番号又 は記号	V	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作 成 年 月 日	平成16年2月23日				備 付 年 月 日 (原図)	平成16年5月18日		補 事 記 項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年2月18日
神戸地方法務局柏原支局
登記官

請求番号：2-1
(1/1)

(8 枚目)

本図面は A 3 版を A 4 版
に縮小したものである

公用

登記年月日：平成26年7月23日

これは図面に記録されている内容を証明した裏面である。
令和7年2月18日 神戸地方支局相原支局

登記官

(9 枚目)

請求番号：2-2

各階平面図 建物各階平面図

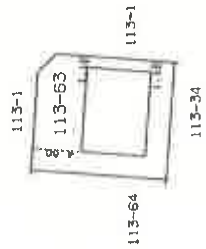
家屋番号	113番63
建物の所在	丹波市 市島町与戸 字長者ケ谷 113番地63

1階・2階（各階同型）



求積表

1	6.37	X	8.19	=	52.1703
				=	52.1703
					床面積(1階) 52.17 m ²
					床面積(2階) 52.17 m ²

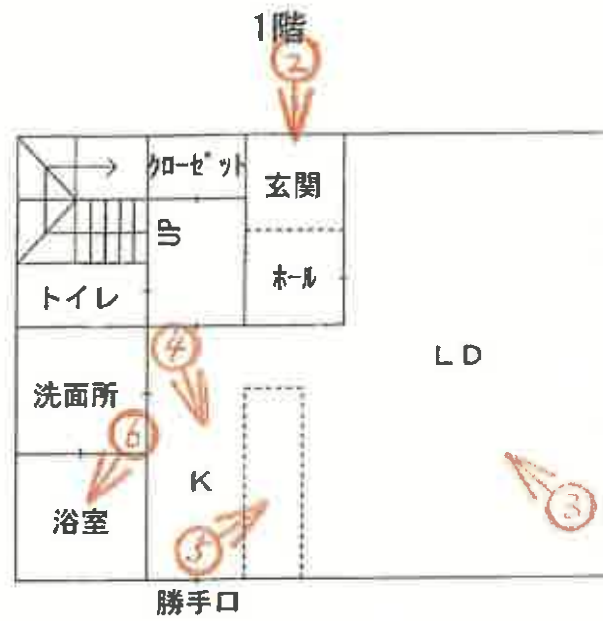


(単位：メートル)

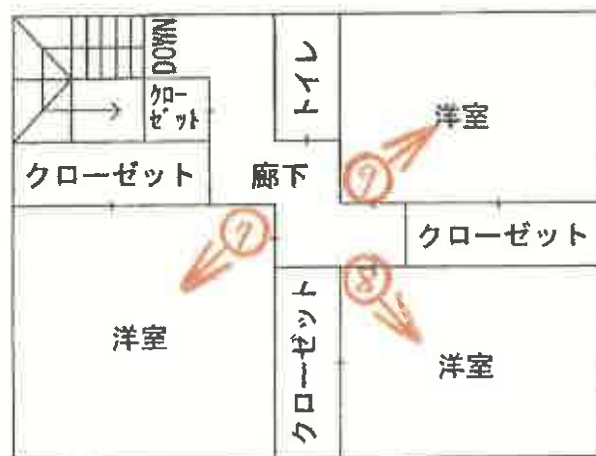
作成者	申請人	縮尺	500
		1/	

本図面はA5版をA4版に縮小したものである

建物間取略図



2階



(→○は写真番号および撮影位置・方向)

本件建物

①



②



(// 枚目)

③



④



(12 枚目)

⑤



⑥



(13 枚目)

⑦

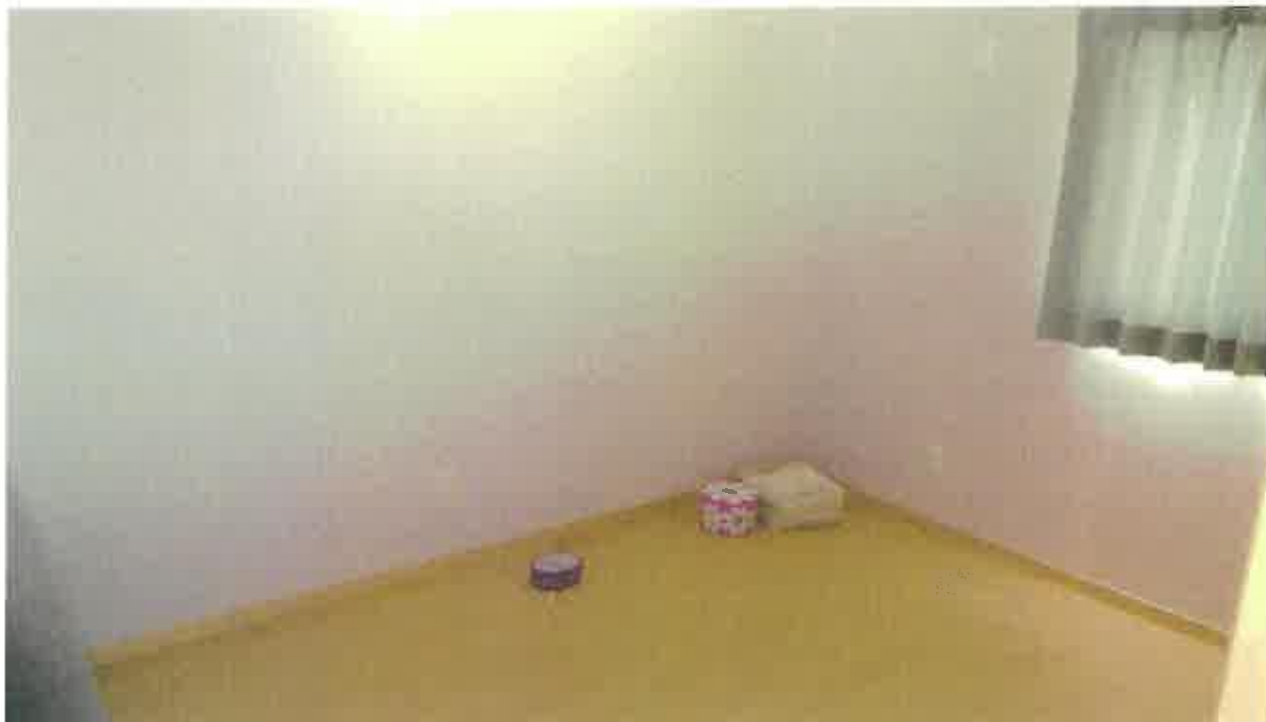


⑧



(14 枚目)

⑨



（15 枚目）

令和 6 年 (ケ) 第 10015 号
令和 7 年 2 月 21 日 現 地 調 査
令和 7 年 3 月 11 日 評 価

神戸地方裁判所
尼崎支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

田 中 計 機

第1 評価額

一括価格	
金5,390,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金830,000円
物件2(建物)	金4,560,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項			
	・特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R線 市島駅の南西方 約2.6 k m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付 近 の 状 況	丹波市郊外に位置する戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域内未指定 指定なし 60 % 200 % 防火指定なし 特になし
画 地 条 件	規模 151.69 m ² の ほぼ整形地 北側間口約11.5m、奥行約13.5m	
接面道路の状況	北側 約5m市道 東側 約5m市道	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	・西側及び南側の筆界付近にはブロック塀が設置され、一部埋設されている境界標や構造物を基に概測した結果、法14条地図の辺長と概ね近似する値が得られた。 ・これまで下水は集中浄化槽で処理されていたが、令和7年3月より公共下水道が整備され、供用開始されとのことである。 ・北側市道とは概ね等高に接道しているが、東側市道より0.5m程度高い平面に属する。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成26年7月20日 新築 経過年数 11 年程度 経済的残存耐用年数 15 年程度
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : かわらぶき 外 壁 : サイディング等 内 壁 : クロス壁等 天 井 : クロス等 床 : フローリング等 設 備 : オール電化設備 その他 : 特になし
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間取り： 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・目視した範囲において、特に損傷箇所等は認められなかった。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	14,000	1.03	151.69	0.90	1,970,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査（丹波（県）-10）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $16,800 \times 98/100 \times 100/100 \times 100/118 \div 14,000$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不要(1.00)

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/101 \times 100/105 \times 100/111 \times 100/100 \div 100/118$

イ 個別格差：角地等(1.03)

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	140,000	104.34	0.48	7,010,000

ウ 現価率

経過年数 11年、経済的残存耐用年数 15年、経済的全耐用年数 26年、残価率 5% の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率5% + (1 - 0.05) × (経済的残存耐用年数/経済的全耐用年数)}
 $\times (1 - \text{観察減価 } 0.20) \div 0.48$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	1,970,000	0.30	法定地上権	590,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,970,000	-590,000		1.00	0.60	830,000
2	7,010,000	+590,000	1.00	1.00	0.60	4,560,000
一 括 価 格 (合 計)						5,390,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 必要なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (丹波(県)-10)
所 在 : 丹波市市島町上田字小井根 1 7 5 番 5
価 格 : 16,800円/㎡
位 置 : J R 線「市島」駅より道路距離690m
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 234㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 北側幅員6m市道に接面
用 途 指 定 等 : 都市計画区域(建ぺい率60%, 容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に事業所等も見られる住宅地域
- 2 固定資産税評価額(令和6年度)
物件1 : 1,561,951円
物件2 : 5,492,275円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 建物間取略図
- 5 現況写真

以 上

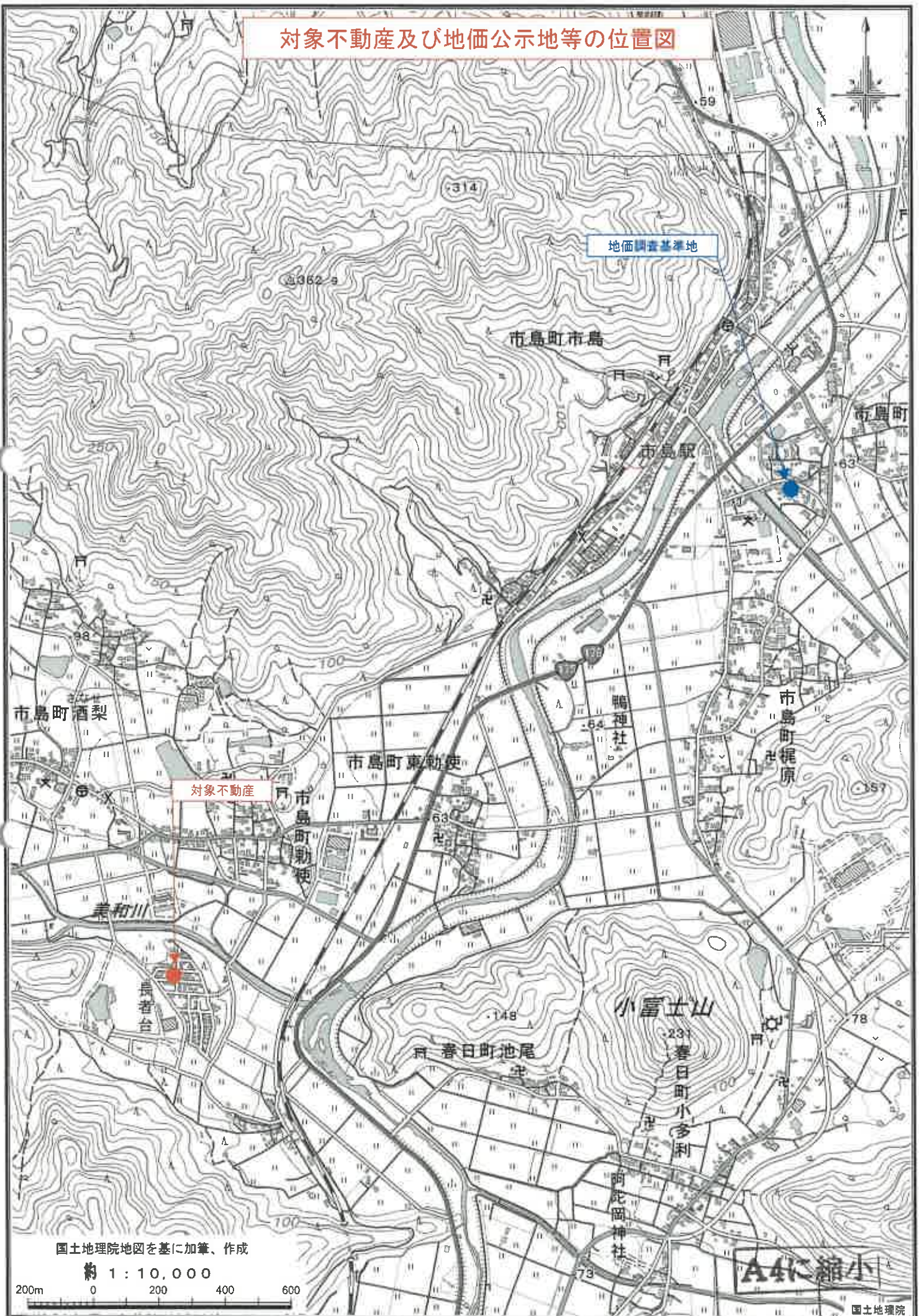
物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 丹波市市島町与戸字長者ケ谷 |
| | 地 番 | 1 1 3 番 6 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 1 . 6 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 丹波市市島町与戸字長者ケ谷 1 1 3 番地 6 3 |
| | 家屋 番号 | 1 1 3 番 6 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 2 . 1 7 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル |



22

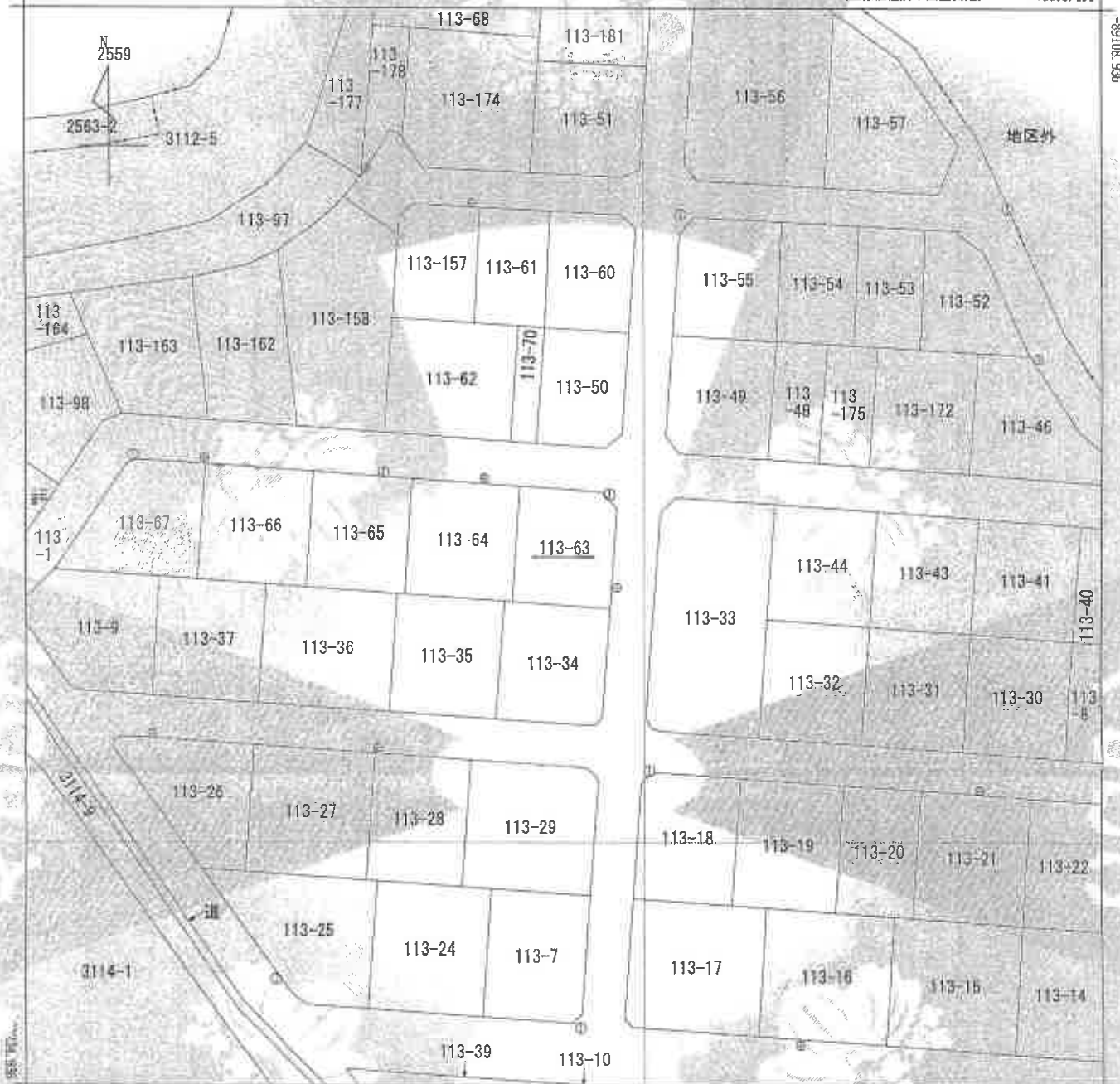
対象不動産及び地価公示地等の位置図



公図写

(座標値種別：図上測定)

+71205.491



〒21000401 (座標値種別：図上測定)

地番区域世出
市島町与戸

請求 区分	所在地 丹波市市島町与戸字長者ヶ谷					地番	113番63			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲三	座標系 番号又は 記号	V	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成 年月日	平成16年2月23日				補正 年月日 (原図)	平成16年5月18日		補記 事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和6年11月28日
神戸地方裁判所地籍部

地図整理番号：M08338
(1/1)

A4に縮小

登記年月日：平成28年7月23日

これは図面に記載されている図面を印刷したものであり、
令和6年11月28日 国土地方庁登記部より

各階平面図

1階・2階（各階同型）

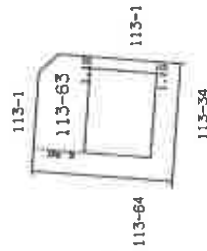
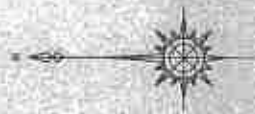


求積表

イ	6.37	×	8.19	=	52.1703
イ	8.19	×	6.37	=	52.1703
床面積（1階）					52.17 m ²
床面積（2階）					52.17 m ²

建物平面図

家屋番号	113番63
建物の所在	戸田市 市田町戸戸 市長者分谷 113番地63



（単位：メートル）

作成者	20年11月28日（作成）	縮尺	500
申請人		縮尺	500

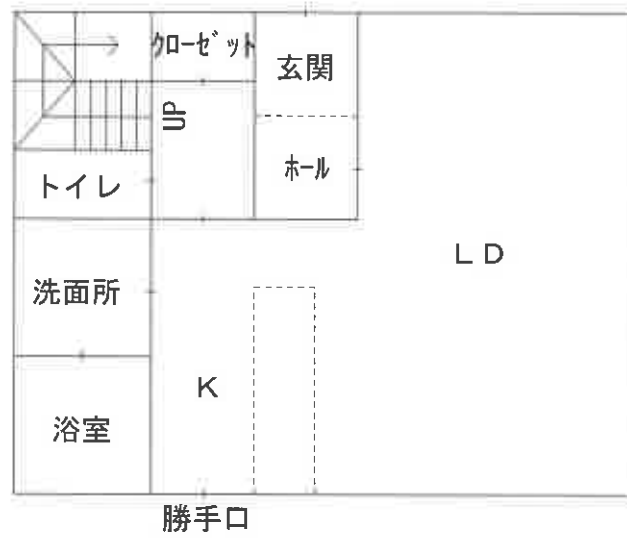
地図整理番号：M08339

A4に縮小

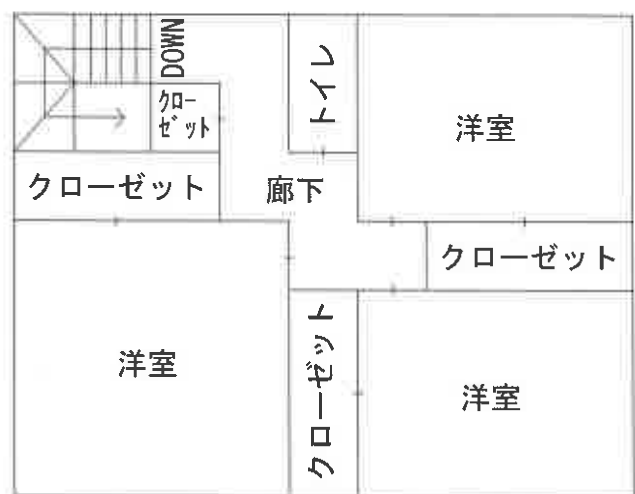
建物間取略図



1階



2階



参 考 写 真

令和6年(ケ)第10015号

・北東方より対象物件を撮影



・北方より対象物件を撮影

